

第4章

総事業費の見込みと 保険料

- 1 介護保険制度の動向
- 2 第7期介護保険料算定の流れ
- 3 介護保険サービスの利用の見込み
- 4 第7期の総事業費の見込み
- 5 第7期の介護保険料
- 6 2025年度の介護保険料の予測

第4章では、介護保険制度の担い手である市民の方々に対し、介護保険制度の改正をふまえ、第7期における介護保険サービス給付の考え方および見込み、保険料についてご説明します。また、団塊世代が後期高齢期を迎える2025年度における、介護保険サービスの利用者や、介護保険料等の予測を行います。

1 介護保険制度の動向

■介護保険制度の主な改正

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるように、関係法令や制度の改正が行われます。

改正点		改正内容
地域包括ケアシステムの深化・推進	自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進	・介護予防、重度化防止等に対する取組内容と目標設定 ・目標の達成状況に応じて、保険者に財政的インセンティブを付与
	医療・介護の連携の推進等	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）を創設 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供や、その他の支援規定を整備
介護保険制度の持続可能性の確保	現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し	2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とする。 ※ただし、高額介護サービス費による月額44,400円の負担上限あり
	介護納付金における総報酬割の導入	各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。
その他	第1号・2号被保険者負担率の変更	第1号被保険者負担率：第6期22% ⇒ 第7期23% 第2号被保険者負担率：第6期28% ⇒ 第7期27%
	調整交付金の見直し	年齢区分について、現行の2区分から3区分に細分化し、特に年齢の高い高齢者が多い市町村に対して重点的に配分する（激変緩和措置あり）。

■地域区分の変更

(1) 地域区分 介護従事者の人件費における地域差を介護報酬（単価）に反映するために、各サービスの介護報酬の単価設定に用いる地域ごとの上乗せ割合の区分のことをいいます。
 (2) 町田市の考え方 地域区分を3級地から2級地へ引き上げることで、サービス利用者の負担が上がるとともに、介護保険料の増加要因にもなります。その反面、介護報酬が上昇することで、介護職の処遇に影響するため、介護人材の確保や離職防止、介護事業者の確保（参入）という点において、プラスの効果を見込んでいます。町田市では、特に介護人材の確保について、重要課題と考えており、2級地にすることで、介護の質や量的な確保の部分で市民にとって有益であるという認識に立ち、第7期から地域区分を変更いたします。

■第7期（2018～2020年度）の地域区分の適用地域一覧（案）とその効果・影響

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%
地域	東京都 特別区	東京都 町田市（第7期） 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市（5級） 青梅市（5級） 府中市 調布市 町田市（第6期） 日野市 国立市（4級） 稲城市	東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市（5級） 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市（5級） 厚木市	東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市

地域区分の変更による効果・影響

①市民への影響

【対象】：第1号被保険者（約 11万人）

【影響】：介護保険料の増加要因となります。 → 月額基準額 約 21円 の増加見込

②利用者への影響

【対象】：サービス利用者（約 1万6千人）

【影響】：利用者自己負担が増加します。 → 0.42～0.63%増加（サービスにより異なります。）

③介護事業者への影響

【対象】：市内事業者（約 500事業所）

【影響】：介護報酬が増加します。 → 0.42～0.63%増加（サービスにより異なります。）

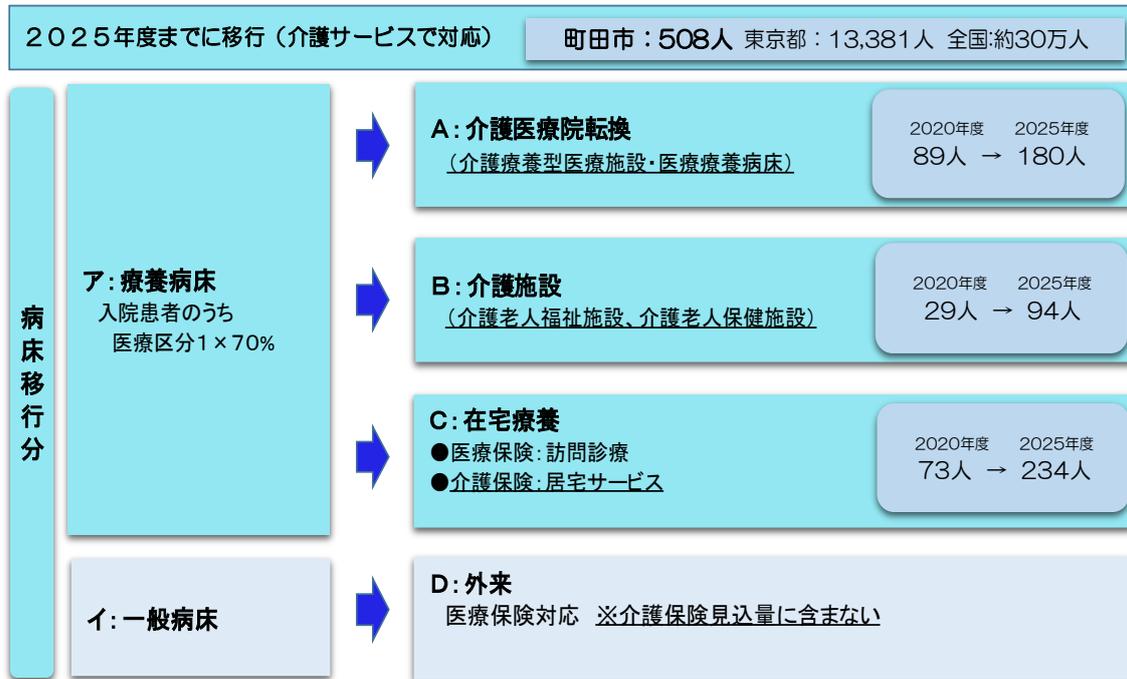
地域数（全国）	23	5→6	21→24	18→22	47
---------	----	-----	-------	-------	----

※この表に掲げる名称は、2018年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域になります。

()内の数字は現行の級地です。

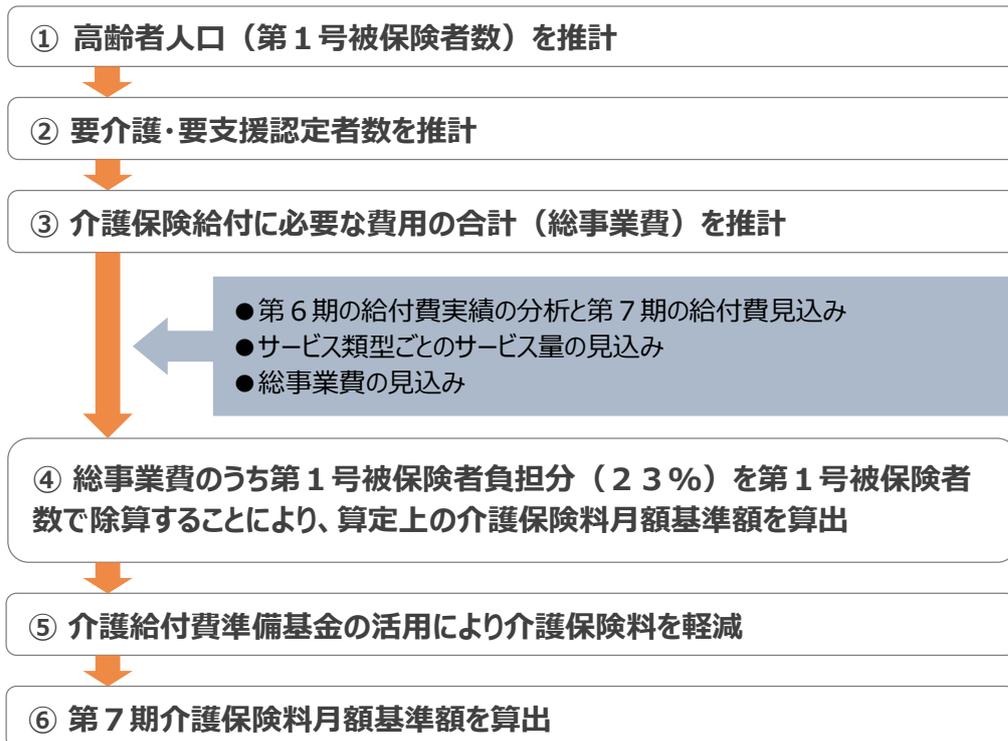
■ 地域医療構想による医療病床から介護保険施設等への転換

【地域医療構想とは】国が進める医療と介護の一体的な改革の中で、医療療養病床の入院患者を介護保険へ移行する形で議論が進められています。これに伴い、東京都が、医療病床の機能分化（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）と連携を推進するために、2025年度の医療需要と病床の必要量を二次医療圏ごとに推計しております。そのうち慢性期の医療需要において、医療の必要度が相対的に少ない「医療区分1」に該当する患者の70%を介護保険施設や在宅療養等で対応していくと示されています。



2 第7期介護保険料算定の流れ

介護保険料は、事業計画期間の高齢者人口及び要介護・要支援認定者数の見込みを基に3年間に必要な総事業費を推計し、第1号被保険者数で割ることで算定します。2018年度から2020年度の3年間における介護保険料は、次のとおり算出しました。



3 介護保険サービスの利用の見込み

第7期の3年間における高齢者人口、要介護認定者数及びサービス種別ごとの見込み量を記載しています。

4 第7期の総事業費の見込み

■ 第7期の総事業費の見込み

介護保険サービスの給付費見込額は、過去の被保険者数や認定者数及び第6期の給付実績を基に、第7期分の推計値を算出しました。(下図の数値は2次推計時点)

◆ 第7期の総事業費(2次推計)の内訳

(単位:億円)

	第7期推計値				第6期実績値 (見込値含む)
	2018年度	2019年度	2020年度	第7期合計	
総事業費(1~4の合計)	316.2	329.7	344.2	990.2	850.7
1 介護給付費	274.1	285.1	297.4	856.6	745.1
(1) 居宅サービス費	140.5	147.2	153.3	441.1	389.3
(2) 地域密着型サービス費	35.3	36.9	41.0	113.2	82.1
(3) 施設サービス費	98.3	101.0	103.0	302.3	273.6
2 予防給付費	4.8	5.2	5.6	15.6	31.8
3 その他経費	18.6	19.3	20.5	58.3	49.1
4 地域支援事業費	18.7	20.1	20.8	59.6	24.7

第7期の総事業費見込み：約990億円

総事業費：標準給付費＋地域支援事業費

標準給付費：総給付費＋その他経費

総給付費：介護給付費＋予防給付費

1 介護給付費 居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス

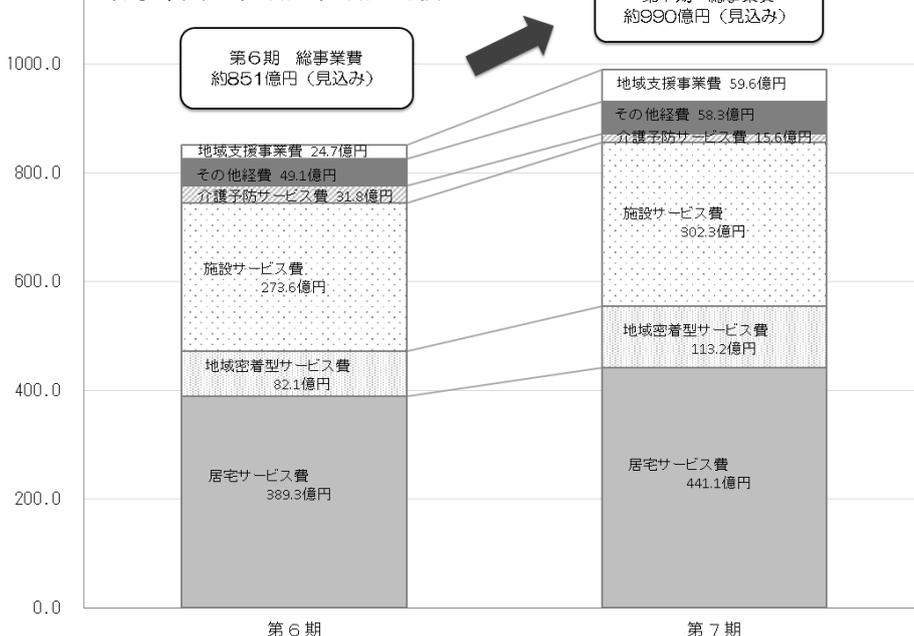
2 予防給付費 介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援

3 その他経費 特定入所者介護サービス、高額介護、高額医療合算介護、審査手数料

4 地域支援事業費 介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業

(億円)

総事業費：第6期と第7期の比較



5 第7期の介護保険料（2次推計時点）

■算定上の介護保険料月額基準額

第1号被保険者の算定上の介護保険料月額基準額は、以下のとおり算出します。

① 2018年度～2020年度に見込まれる総事業費を算出します。

A： 2018年度～2020年度に見込まれる標準給付費

= 930.6億円

B： 2018年度～2020年度に見込まれる介護予防・日常生活支援総合事業費

= 34.0億円

C： 2018年度～2020年度に見込まれる包括的支援事業費、任意事業費

= 25.6億円

2018年度～2020年度に見込まれる総事業費（A + B + C）

= 990.2億円

② ①で算出した総事業費に第1号被保険者の負担率及び調整交付金不足分の割合を乗じて、第1号被保険者の負担額を算出します。

E： 第1号被保険者の負担額

= $A \times 24\% + B \times 24\% + C \times 23\%$

= 237.4億円

※町田市の調整交付金の交付割合は標準の5%を下回り、4%となる見込みです。不足分の1%は第1号被保険者が負担することになります。

【第1号被保険者負担率 23% + 調整交付金不足分1%(5%-4%)=24%】

③ ②で算出した第1号被保険者の負担額を予定保険料収納率、2018年度～2020年度に見込まれる第1号被保険者の人数で除して、月額にした額が「算定上の月額基準額」です。

F： 予定保険料収納率

= 98.70%

G： 2018年度～2020年度に見込まれる第1号被保険者の人数

= 34.7万人

●「算定上の月額基準額」

= $E \div F \div G \div 12$

≒ 5,800円

■第7期の介護保険料月額基準額

算定上の月額基準額5,800円から介護給付費準備基金の活用により、300円程度の圧縮を行います。

6 2025年度の介護保険料の予測

2025年度における高齢者人口、要介護認定者数、総事業費及び介護保険料月額基準額を記載します。

第7期所得段階表(第6期との比較)

【第6期】							
課税状況		要件	所得区分	保険料率			
世帯	本人						
非課税	非課税	生活保護受給者 中国残留邦人等の支援給付受給者		第1段階	0.5 ※軽減後 ⇒0.45		
		老齢福祉年金受給者					
		80万円以下					
		80万円超 120万円以下				第2段階	0.625
		120万円超				第3段階	0.75
		80万円以下				第4段階	0.80
	課税		合計所得金額		80万円超	第5段階 (基準額)	1.00
					125万円未満	第6段階	1.10
					125万円以上 190万円未満	第7段階	1.25
					190万円以上 300万円未満	第8段階	1.40
					300万円以上 500万円未満	第9段階	1.60
					500万円以上 800万円未満	第10段階	2.00
800万円以上 1,200万円未満	第11段階	2.20					
1,200万円以上		第12段階	2.40				



【第7期】		
要件	所得区分	保険料率
80万円以下	第1段階	0.5 ※軽減後 ⇒0.45
80万円超 120万円以下	第2段階	0.625
120万円超	第3段階	0.75
80万円以下	第4段階	0.775
80万円超	第5段階 (基準額)	1.00
125万円未満	第6段階	1.075
125万円以上 190万円未満	第7段階	1.225
190万円以上 300万円未満	第8段階	1.40
300万円以上 500万円未満	第9段階	1.60
500万円以上 700万円未満	第10段階	1.80
700万円以上 900万円未満	第11段階	2.00
900万円以上 1,100万円未満	第12段階	2.20
1,100万円以上 1,300万円未満	第13段階	2.40
1,300万円以上 1,500万円未満	第14段階	2.60
1,500万円以上	第15段階	2.80

被保険者割合	第6期からの変更点
17.0%	変更なし ※2019年10月に予定されている消費税増税に伴う公費投入により、保険料率の軽減が拡大される可能性あり。 公費投入後の軽減予定 ・第1段階: 0.45⇒0.3 ・第2段階: 0.625⇒0.375 ・第3段階: 0.75⇒0.7
6.0%	
6.1%	
15.7%	所得水準に対する負担感を考慮し、 保険料率△0.025
11.5%	
10.7%	【保険料率の変更】 第6・7段階の所得水準に対する負担感を考慮し、 保険料率△0.025
12.2%	
10.4%	
6.2%	
1.6%	負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、以下の2点を変更
0.7%	【所得区分の増加】 12段階設定から15段階設定に変更 ・第13段階: 1,100万円～1,300万円 ・第14段階: 1,300万円～1,500万円 ・第15段階: 1,500万円～
0.4%	【所得区分・保険料率の調整】 第9段階以上の所得要件及び保険料率の上昇幅が比例するように変更
0.3%	・所得要件200万円上昇に対し、保険料率0.2上昇
0.2%	
1.1%	

【参考】 国の標準所得段階(第7期)

課税状況		要件		第7期(2018~2020年度)	
世帯	本人			所得区分	保険料率
		生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者		第1段階	0.5
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者			
		+ 課税 合計年金 所得収入 金額	80万円以下	第2段階	0.75
			80万円超 120万円以下		
			120万円超	第3段階	0.75
			80万円以下	第4段階	0.90
課税	課税	合計所得金額	80万円超	第5段階 (基準額)	1.00
			120万円未満	第6段階	1.20
			120万円以上 200万円未満	第7段階	1.30
			200万円以上 300万円未満	第8段階	1.50
		300万円以上	第9段階	1.70	